

内閣府・福井県・京都府は無責任すぎる 新たに設定された2か所の汚染検査場所は撤回し、検討し直すべき

- ・ 1か所は、既に京都府綾部市民の避難集合場所に決まっている
- ・ 小浜市民と若狭町民の検査場所は決まっていない
- ・ 住民への説明もなし

避難計画に実効性なし! 高浜原発3・4号の再稼働は許されない

2016. 1. 26 避難計画を案ずる関西連絡会

昨年12月16日に、高浜原発事故時の避難計画である「高浜地域の緊急時対応」^{※1}が策定され、福井県民が兵庫県に避難する場合のスクリーニング・除染場所（避難退域時検査場所）2か所が初めて公表された。内閣府はこの計画を「具体的で合理的」としているが、実効性は全くない。「高浜原発の避難計画」には多くの問題があるが、今回は、原発事故の避難にとって極めて重要な汚染検査場所に絞って問題にする。

（※1 内閣府と福井県・京都府等が参加する「福井エリア地域原子力防災協議会」で策定。以下「高浜原発の避難計画」という。http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/keikaku/02_fukui.html#takahama_kinkyu

新たに追加された2か所の汚染検査場所は、京都府綾部市「あやべ球場」と京都府南丹市「美山長谷運動広場」となっている（「高浜原発の避難計画」116・117頁）。私たちは、現場を検証し、さらに綾部市と南丹市に申し入れ等を行った。その結果、以下の理由で、この2か所を撤回し、一から見直すことを要求する。

現状では避難計画は根本的になりたらず、実効性は全くない。高浜原発の再稼働など許されない。高浜3号の1月29日の原子炉起動は中止すべきだ。

【撤回を求める理由】

1. 綾部市に設定された汚染検査場所は、「あやべ球場」ではなく「総合運動公園」
2. 「総合運動公園」内の体育館は、既に綾部市民の避難集合場所に設定されている
3. 2か所は、高浜町とおおい町の住民の汚染検査場所。小浜市民と若狭町民の検査場所は決まっていない
4. 除染スペースや汚染車両の一時保管場所等も決まっていない
5. 「京都府民用の除染検査場所を福井県民も使う」と内閣府-これまでの約束を反故に
6. 京都府住民、避難元の福井県住民にも説明していない

以下に、これらの問題点について説明する。以下の内容は、1月9・13日の現地検証、1月21日の政府交渉、1月22日の南丹市申し入れ、1月25日の綾部市からのヒアリング、さらに避難元の皆さんが役場等に問い合わせた内容を基にしている。

- 【1】綾部市に設定された汚染検査場所は、「あやべ球場」ではなく「総合運動公園」
内閣府等が定めた「高浜原発の避難計画」に書かれている「あやべ球場」は使わない



「高浜原発の避難計画」116・117 頁には、新たに設定された汚染検査場所として綾部市の「綾部PA (あやべ球場) ※あやべPAを經由」と書かれている。しかし実際には、「あやべ球場」ではなく「総合運動公園」のことだ。「総合運動公園」は、「あやべ球場」、多目的グラウンド、弓道場、体育館等からなっている。綾部市は、「球場」は汚染検査

場所としては使用しないことになっていると明言した。車両の汚染検査は、駐車場や多目的グラウンドで行うことになっており、住民の検査は体育館が予定されているという。

この場所を使うことについて、昨年5月に福井県の防災課と内閣府が説明に来て、京都府職員も同行していたという。福井県と内閣府自身が、「あやべ球場」を使用しない計画を示しているのだ。

それにもかかわらず、「高浜原発の避難計画」では「あやべ球場」と書いている。単なる「誤記」で済まされる問題ではない。実際には使わない「あやべ球場」を使用するように書いているのだ。原発事故の避難に欠かせない汚染検査・除染の場所を違えるなどもってのほかだ。

【2】「総合運動公園」内の「体育館」は、既に綾部市民の避難集合場所に設定されている

綾部市の「総合運動公園」内にある「体育館」は、福井県・内閣府の説明では、福井の住民の汚染検査場所として使用するという。しかし、この体育館は、綾部市民約600名が原発事故時に避難するための集合場所として、既に指定されていた場所である。綾部市民がここに集合し、予定では安定ヨウ素剤の配布を受けて、バスで避難するところだ。

昨年5月に福井県・内閣府が説明に来た時に、綾部市はこのことを話している。綾部市民の避難が必要になった場合には、当然に綾部市民の集合場所として使うことを優先するため、福井県からの避難者の汚染検査場所としては使えない旨を伝えている。そうなれば、福井からの避難者の汚染検査場所はなくなってしまう。

このような事実を知っていながら隠して、汚染検査場所候補にしいる。このことだけからしても、綾部市の「総合運動公園」は候補地として不適であり、撤回すべきだ。

【3】2か所は、高浜町とおおい町の住民の汚染検査場所。

小浜市民と若狭町民の検査場所は決まっていない。

「高浜原発の避難計画」117 頁では、この2か所は、福井県から避難するUPZの高浜町・おおい町・小浜市・若狭町(約46,000人)の住民の汚染検査場所候補の一覧の中に入っている。しかし、内閣府・福井県が綾部市と南丹市に説明した内容では、高浜町とおおい町の住民しか対象となっていない。綾部市の「総合運動公園」は、UPZの高浜町とおおい町住民が対象。南丹市の「美山長谷運動広場」は、おおい町名田庄地区住民が対象。実際に、住民の問い合わせに対しておおい町は、名田庄地区住民は「美山長谷運動広場」を、それ以外の町内3地区は綾部市の候補地を使うと答えている。高浜町は、綾部市の候補地を使うと答えている。

小浜市民約3万人、若狭町民約4千人については、福井県・内閣府は綾部市と南丹市には何も説明していない。小浜市と若狭町の住民の汚染検査場所は決まっていないことになる。

他方、小浜市と若狭町は住民の問い合わせに対して、2つの候補地のどちらかを使用することになるだろうと一般的に答えているだけだ。

【4】除染スペースや汚染車両の一時保管場所等も決まっていない

この2か所で汚染検査や除染をするというのが、除染をどこで実施するのか、汚染された車両をどこで一時保管するのか、汚染水処理はどうするのか等、具体的なことは決まっていない。

● 綾部市の「総合運動公園」の場合

<http://www.city.ayabe.lg.jp/shisetsu/sports/01.html>

地図 <http://map.goo.ne.jp/map/latlon/E135.19.6.507N35.21.35.338/zoom/9/?data=photo>

- ・高浜町とおおい町住民の検査受け入れ。車1,342台。
- ・舞鶴若狭道（高速道路）あやべパーキングエリア（PA）の狭い非常出口を通して「総合運動公園」に入る。PAの非常出口の南京錠は、福井県がNEXCOに連絡して開けることになっているようだ。この出口は、車両が行きかうには極めて狭い。
- ・車両の検査は「総合運動公園」の多目的グラウンド等を使用し、1,342台の車両の検査を行う。
- ・ゲートモニター60~70台で検査可能。しかし、それだけの広さが確保できるのかは不明。検査機器の設置や除染は福井県が担当する。何人の職員が来るかは聞いていない。
- ・人の検査は体育館で実施（この体育館が綾部市市民の避難集合場所）。
- ・除染のスペースは決まっていない。
- ・除染しても基準値以下にならない車両は、多目的グラウンドで一時保管することになるだろうと綾部市は想像。
- ・基準値以下の車両の住民は、そのまま兵庫県に避難。車両が一時保管となった住民は、どこが手配するバスや車両で避難するのかは聞いていない。
- ・除染によって出てくる汚染水は、関電が処理すると聞いているが、具体的な処理の方法等は聞いていない。



● 南丹市の「美山長谷運動広場」の場合

<http://www.cans.zaq.ne.jp/miyamaannai/index.nagataniundokouen.html>

- ・おおい町（名田庄地区）住民の検査受け入れ。車426台。
- ・グラウンドも含め、広場全体を使用。
- ・福井県の職員85人が来る。
- ・職員が来てスクリーニング・除染の準備が整うまで、おおい町からの避難車は、広場に入れない。相当の渋滞が予想される。
- ・汚染された車はこの広場で保管することになっている。
- ・広場は低地にあり、すぐそばを由良川が流れており、川が汚染される可能性もあると、地

元の方は心配している。

- ・広場の入り口は大変狭く、それだけでも渋滞が予想される。美山町住民の避難もできなくなる。

[現地視察報告参照] http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/rep_ins160119.pdf

【5】「京都府民用の除染検査場所を福井県民も使う」と内閣府-これまでの約束を反故に

1月21日の政府と市民の交渉で、内閣府は「福井県民の汚染検査場所が2か所で足りない場合は、京都府民用の汚染検査場所も使える」と説明した。しかしこれは、これまで京都府が府民に説明してきた「渋滞や混乱を避けるため、京都府民と福井県民の汚染検査場所は別にする」という内容に反する。京都府がこれを認めているのなら大問題だ。京都の住民への説明もなしに、勝手にこのようなことを決めるなど許されない。

避難地域時検査場所を通過する避難元市町

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

両府県では緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口等を考慮し、あらかじめ避難元市町と各避難地域時検査場所の紐づけを実施。ただし、緊急時における検査実施場所はOILに基づくUPZ圏内の一時移転等対象地区の範囲や候補地のバックグラウンド値等に基づき設定することとなる。

福井県の避難地域時検査場所候補地		京都府の避難地域時検査場所候補地	
検査場所候補地	避難元市町	検査場所候補地	避難元市町
きのこの森 うみんぴあ大飯 道の駅名田庄 県若狭合同庁舎 若狭鯉川海水浴場 小浜市総合運動場 若狭町役場上中庁舎 道の駅若狭熊川宿 美浜町役場 敦賀市総合運動公園 加斗PA 小浜西IC 三方五湖PA 綾部PA(あやべ球場)※ 美山長谷運動広場 計15箇所 ※綾部PAを経由	高浜町 おおい町 小浜市 若狭町	綾部市中央公民館 綾部工業団地・交流プラザ 三段池公園 長田野体育館 丹波自然運動公園 道の駅てんきてんき丹後 野田川わくばる 計7箇所 ※京都府「原子力災害に係る広域避難要領(平成27年2月)」に基づく	舞鶴市 綾部市 南丹市 京丹波町 福知山市 宮津市 伊根町

117

さらにこれらの問題は、12月16日の「高浜原発の避難計画」の内容にも反する。「高浜原発の避難計画」117頁には、「UPZ内人口等を考慮し、あらかじめ避難元市町と各避難地域時検査場所の紐づけを実施」(下線は引用者。注:「紐づけ」とは、各市町と検査場所を関連づけること)と書かれている。実際の事故時に別の場所を使わざるを得ない場合でも、まずは、事前に市町ごとに検査場所を決めておくように指示している。

「高浜原発の避難計画」では、京都府避難元7市町については、それぞれ避難経路と一緒に汚染検査場所が示されている(例えば宮津市の場合は82頁)。しかし、福井県4市町の場合は、市町ごとの「紐づけ」は一切書かれていない。綾部市や南丹市の聞き取りからも明らかのように、小浜市民と若狭町民の汚染検査場所は「紐づけ」されていない。

【6】京都府住民、避難元の福井住民に説明していない

綾部市は、地区の区長への説明は今年度中で2月頃を予定しているという。南丹市は昨年8月に区長や議員、振興会、消防にだけ説明。このように地区の住民や京都府民への説明は全くない。綾部市「総合運動公園」の施設管理者は、汚染検査場所になることを知らなかった。

昨年12月16日に初めて公表されたため、避難元の高浜町・おおい町・小浜市・若狭町の住民にも全く知らされていない。そのため、住民の合意も得られていない。

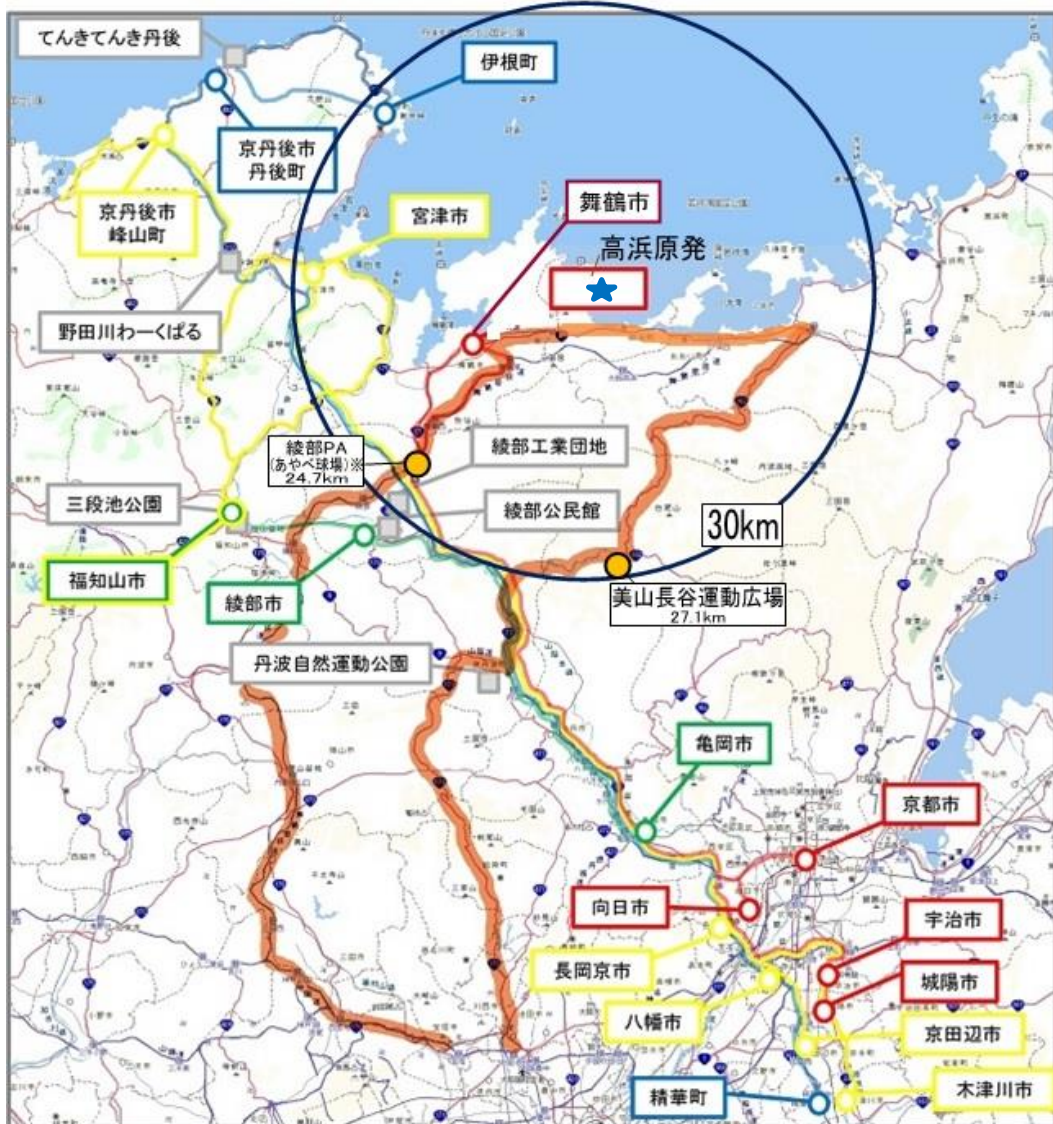
このような住民無視は許されない。少なくとも再稼働前に住民に説明して了承を得ることが最低限必要だ。高浜原発3号の原子炉起動は中止し、再稼働はやめるべきだ。

2016.1.26 避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／
脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

[参考資料]

新たに設置された汚染検査場所2ヶ所（●）



京都府が公開している避難経路図に、福井からの避難経路と新たな汚染検査場所2か所を追加して作成